

令和8年9月10日

【照会先】

青森労働局職業安定部需給調整事業室

室長 田村 勉

需給調整指導官 八木澤 龍

電話 017(721)2000

報道関係者 各位

無許可で労働者派遣事業を行った疑いで刑事告発

青森労働局（局長 かくい しんいち 角井 伸一）は、令和8年4月6日、下記の者を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）違反の疑いで、刑事訴訟法第239条第2項の規定に基づき、青森県八戸警察署に告発した。

なお、告発後、捜査への影響を考慮し公表を差し控えていたところ、本日公表するものである。

第1 被告発人

個人事業主A

（所在地 青森県八戸市）

第2 罪名及び罰条

労働者派遣法違反

同法第5条第1項（無許可での労働者派遣事業）

同法第59条第2号（罰則）

第3 告発の事実

被告発人は、青森県八戸市に所在地を置き、令和6年3月1日から令和6年11月18日までの間、労働者派遣法第5条第1項に規定する厚生労働大臣の許可を受けることなく、自己の雇用する労働者1名をB社に派遣し、B社の指揮命令の下で労働に従事させる労働者派遣事業を行った疑いがある。

【参照条文】

- 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律
(昭和 60 年法律第 88 号) (抄)

(用語の意義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 労働者派遣 自己の雇用する労働者を、当該雇用関係の下に、かつ、他人の指揮命令を受けて、当該他人のために労働に従事させることをいい、当該他人に対し当該労働者を当該他人に雇用させることを約してするものを含まないものとする。
- 二 派遣労働者 事業主が雇用する労働者であつて、労働者派遣の対象となるものをいう。
- 三 労働者派遣事業 労働者派遣を業として行うことをいう。
- 四 (略)

(労働者派遣事業の許可)

第五条 労働者派遣事業を行おうとする者は、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

二～五 (略)

(罰則)

第五十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

- 一 (略)
- 二 第五条第一項の許可を受けずに労働者派遣事業を行つた者
- 三・四 (略)

○ 刑事訴訟法 (抄)

(告発)

第二百三十九条 (略)

- 二 官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない。

(告訴・告発の方式)

第二百四十一条 告訴又は告発は、書面又は口頭で検察官又は司法警察員にこれを行わなければならない。

二 (略)

(告訴・告発を受けた司法警察員の手続き)

第二百四十二条 司法警察員は、告訴又は告発を受けたときは、速やかにこれに関する書類及び証拠物を検察官に送付しなければならない。